

保連発 1005 第 1 号
令和 2 年 10 月 5 日

各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合長
社会保険診療報酬支払基金理事長
公益社団法人国民健康保険中央会会長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会会長
関係各省共済組合等所管課（室）長
地方厚生（支）局長

殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長



「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の策定について

今般、令和 2 年 11 月より健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムが、また令和 3 年 3 月よりオンライン資格確認等システムが運用開始されることに伴い、別添 1 のとおり「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」（以下「セキュリティガイドライン」という。）を定めるとともに、このセキュリティガイドラインに則った以下の規程例を作成したので通知する。

- ・健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（健康保険組合用）（別添 2）
- ・レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険者用（健康保険組合を除く））（別添 3）
- ・オンライン資格確認等システム及びレセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（別添 4）

- ・レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用）（別添5）

本通知についてはオンライン資格確認利用申請受付開始日から適用することとする。

また、本通知の施行に伴い、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」等の策定について」（平成18年4月10日保総発第0410002号厚生労働省保険局総務課長通知）、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」等の改定について」（平成20年2月20日保総発第0220003号）は廃止する。

関係者への周知につき遺漏のないよう配慮されたい。

なお、都道府県について、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び同項の規定を準用する同法第292条に基づく技術的な助言であることを申し添える。

